住所　京都市右京区嵯峨五島町40番地9
高左和子　昭和46年11月29日生
住所　千葉県袖ケ浦市神納1138番地2
李昌穂　昭和53年8月28日生
住所　福岡県大野城市緑ケ丘4丁目13番7号
李文枝　昭和20年5月5日生
裵隆仁　昭和46年9月27日生
金惠子　昭和47年3月30日生
裵眞侑　平成12年3月2日生
裵大輝　平成13年6月28日生
住所　千葉市若葉区北大宮台45番6号
李昌浩　昭和50年5月8日生
住所　千葉県柏市小青田257番地1
徐祥秀　昭和52年1月22日生
劉智惠　昭和52年10月28日生
徐世奈　平成18年2月11日生
徐由奈　平成20年8月27日生
住所　千葉県鎌ケ谷市東初富1丁目6番19号
何燕敏　昭和39年3月12日生
住所　東京都調布市深大寺南町3丁目17番地1
尹宗一　昭和29年5月17日生
住所　東京都立川市上砂町1丁目13番地1
趙厚臣　昭和48年2月23日生
李玉蓮　昭和55年6月22日生
趙展翔　平成15年1月12日生
趙展駿　平成19年1月10日生
住所　千葉県我孫子市湖北台8丁目14番24号
申鉉晶　昭和34年10月15日生
住所　名古屋市中川区十一番町5丁目6番地
黄玲子　昭和50年4月9日生
黄麻利子　昭和58年8月27日生
黄弘子　昭和60年5月27日生
住所　名古屋市北区安井3丁目8番31号
康雪　昭和62年10月19日生
住所　横浜市磯子区汐見台2丁目4番地2
韓真未　昭和60年11月9日生
住所　兵庫県宝塚市花屋敷松ガ丘25番14号
裵知津子　昭和49年8月5日生
住所　兵庫県尼崎市次屋4丁目4番16号
朴京美　昭和58年6月2日生
朴裕美　昭和61年3月6日生
住所　兵庫県丹波市春日町牛河内59番地1
崔永子　昭和23年6月7日生
住所　兵庫県淡路市岩屋779番地1
金永文　昭和39年9月3日生
孫一美　昭和43年11月5日生
金優　平成12年8月14日生
金シン　平成15年5月30日生
住所　京都市中京区壬生西土居ノ内町40番地12
金鐘信　昭和48年7月30日生
住所　京都市伏見区深草勧進橋町50番地31
呉宗勲　昭和32年12月1日生
鄭順子　昭和34年10月28日生
呉有沙　平成3年1月18日生
呉年暲　平成4年7月2日生
住所　福井県丹生郡越前町蚊谷寺第13号8番地
劉絵里　昭和57年8月30日生
住所　東京都品川区荏原2丁目3番10—203号
裵京漢　昭和30年7月31日生
裵永礼　平成3年8月12日生
裵秉友　平成5年6月19日生
住所　東京都調布市布田4丁目20番地3
白利崇　昭和50年10月1日生
住所　名古屋市南区六条町4丁目36番地5
金榮勳　昭和23年7月31日生
孫正林　昭和25年1月4日生
金末子　昭和55年6月12日生
金孝鎌　昭和57年5月5日生
金由子　昭和60年6月5日生
住所　名古屋市東区泉1丁目7番15号
曹一世　昭和59年4月23日生
住所　愛知県岡崎市欠町字東通34番地
裵相順　昭和4年9月25日生
裵正夫　昭和23年5月19日生
裵貞子　昭和27年3月2日生
裵明光　昭和28年10月28日生
裵信代　昭和45年3月31日生
住所　名古屋市中川区服部4丁目1106番地1
朴尚道　昭和42年10月13日生
住所　名古屋市中川区荒越町2丁目1番地
李梨愛　昭和51年12月7日生
住所　愛知県豊田市越戸町松葉102番地
全德和　昭和57年11月16日生
住所　名古屋市中村区竹橋町8番6号
朴泰守　昭和28年4月18日生
司空一美　昭和40年4月3日生
朴理賀　平成3年11月4日生
朴勝登　平成6年8月24日生
朴琢朗　平成10年8月26日生
住所　名古屋市緑区桃山1丁目24番地2
朴豊美　昭和39年5月10日生
全理沙　平成5年6月3日生
全力也　平成7年9月30日生
全龍司　平成9年6月23日生
住所　東京都世田谷区下馬2丁目39番21—401号
陳世志子　昭和37年7月3日生
住所　長野県塩尻市大字広丘郷原1780番地
鄭李衣　昭和61年12月8日生
住所　東京都府中市日新町5丁目39番地8
鄭禮　平成元年8月9日生

○法務省告示第四百九十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年十月三十一日

法務大臣　平岡　秀夫

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局柏支局	平成二十三年十一月七日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）の規定によりその商業登記の事務が新潟地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の新潟地方法務局長岡支局及び南魚沼支局	平成二十三年十一月二十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）の規定によりその商業登記の事務が大阪法務局堺支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大阪法務局富田林支局	平成二十三年十一月二十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）の規定によりその商業登記の事務が神戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の神戸地方法務局姫路支局及び三田出張所	平成二十三年十一月二十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十号）の規定によりその商業登記の事務が大分地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大分地方法務局中津支局及び日田支局	平成二十三年十一月七日

附　則

この告示は、平成二十三年十月三十一日から施行する。

○法務省告示第四百九十五号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年十月三十一日

法務大臣　平岡　秀夫

北海道空知郡砂川町字奈井江八百八十八番地　村上　久長
同町字北本町三百六十九番地　橋本徳三郎
同町字奈井江町百十八番地　伊豆亀四郎
同町字北本町百七十六番地　垂水　尚之
同町字上砂川二十二番地　渡邉　隆次
同町字北光五十五番地　有賀駒五郎
同町字奈井江二百九十二番地　笹木　市松
同町字北本町百五十八番地　村上　敏惠
同町字上砂川二十二番地　天沼美代喜
同町字北本町四十八番地　渡邉　キク